

電子帳簿保存法改正

令和3年度の税制改正において改正された電子帳簿保存法が、令和4年1月1日から施行されます。



電子帳簿保存法は、帳簿書類について一定の要件を満たした上で電子データによる保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

電子帳簿保存法上、電子データによる保存は大きく次の3種類に区分されており、それぞれ次のような改正がありました。

区分	改正事項
①電子帳簿等保存	<ul style="list-style-type: none"> ・税務署長の事前承認が不要になった ・最低限の要件^{※1}を満たす電子帳簿についても、電子データによる保存等が可能になった ・優良な(改正前の要件を満たす)電子帳簿について、過少申告加算税の軽減措置が整備された
②スキャナ保存	<ul style="list-style-type: none"> ・税務署長の事前承認が不要になった ・タイムスタンプ要件、検索要件等について、要件が緩和された ・適正事務処理要件が廃止された ・スキャナ保存された電子データに関連した不正があった場合の、重加算税の加重措置が整備された
③電子取引	<ul style="list-style-type: none"> ・タイムスタンプ要件及び検索要件について、要件が緩和された ・電子取引の取引情報^{※2}に係る電子データについて、電子データで保存することが義務化された ・電子取引の取引情報^{※2}に係る電子データに関して、隠ぺい仮装があった場合の重加算税の加重措置が整備された

※1 最低限の要件とは次のような要件を指します。
 ・パソコン等、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に速やかに出力できるようにしておくこと
 ・システム関係書類等(操作説明書、事務処理マニュアル等)を備え付けること
 ・税務調査等の際に電子データのダウンロードの求めに応じることができるようにしていること
 ※2 取引情報とは、請求書や領収書等に通常記載される日付、取引先、金額等の情報をいいます。

税務署長の事前承認が不要になったこと、タイムスタンプ要件及び検索要件の緩和により、電子帳簿等の保存、スキャナ保存、電子取引の取引情報の保存がやりやすくなりました。これは、希望する事業者が電子帳簿等の保存がしやすくなったということです。

一方で、電子取引の取引情報に係る電子データについて電子データで保存することが義務化されたことにより、事業者が希望するか否かに関わらず、対応が必要です。

電子取引とは、取引情報のやりとりを電子データにより行う取引をいいます。具体的には、いわゆるEDI取引、インターネットによる取引、電子メールにより取引情報をやりとりする取引(添付ファイルによる場合を含む)等をいいます。

電子取引の取引情報については、これまではその電子データを出力した書面で保存することも認められていました。しかし電子帳簿保存法の改正により、電子データで受領した取引情報は電子データとして保存しておかなければならないこととなります。

具体例として、右の表「電子データとして保存する情報(一例)」を参照ください。

いずれも受領者側における訂正削除が可能と考えられるため、受領者側でタイムスタンプを付与すること又は事

務処理規程に基づき、適切にデータを管理することが必要です。

また、対象となるデータは検索できる状態で保存することが必要です。そのため、請求書や電子メールの添付ファイルとして受け取った場合には、そのメールソフトで閲覧できるだけでは十分とは言えません。添付ファイルを保存して、検索できるように別途索引簿を作成するなどの対策が必要です。

電子データで受け取った請求書、領収書等をどのように管理するか、年内に検討しておくことをお勧めします。

●電子データとして保存する情報(一例)

取引情報の形式	保存方法
電子メールの添付ファイルとして受け取った請求書や領収書等のPDFファイル等	添付ファイルを保存する
請求書や領収書等の内容が本文に書かれた電子メール	電子メールを保存する
インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のPDFファイル等	ダウンロードしたデータを保存する
ホームページ上に表示される請求書や領収書等	表示された画面のスクリーンショットを保存する

CONTENTS

01. 社会保険の適用拡大への備えについて
02. 所在不明株主の株式の取得について
03. 令和元年改正会社法におけるD&O保険の取り扱いについて
04. 電子帳簿保存法改正

NTS総合コンサルティンググループ
 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目3番2号 郵船ビル701
 電話 03(6212)2330 HP: <http://nts-cgr.jp/>

- NTS総合税理士法人
- NTS総合弁護士法人
- NTS総合司法書士法人
- 監査法人 アイリス
- NTS総合社会保険労務士法人
- NTS丸の内社会保険労務士法人



NTS総合コンサルティンググループ
代表 吉井 清信

拝啓 時下益々清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス2回目のワクチン接種者が国民の6割を超え、感染者数が急減していることもあり、飲食、娯楽施設の規制緩和とともに徐々に経済活動再開の動きが広がりそうです。

コロナ禍において、我々の生活や仕事のスタイルも大幅な変革を迫られてきました。

また、温暖化をはじめとする地球の気候変動の中で「持続可能な開発目標(SDGs)」への取り組みは、上場企業のみならずサプライチェーンとして取引関係を有する企業、公共事業に関係する建設業における審査点数の加点項目にもなっています。

SDGsへの取り組みが社会的な広がりを見せていることもあり、中小企業が企業価値や競争力の向上を図るうえで、重要なポイントとなってきています。大手地銀では、担保や保証への依存を減らす「事業性評価」の枠組みにSDGsの視点を盛り込むこともスタートし始めるなど、中小企業の資金調達においても重要性が高まっています。

具体的にどのように取り組むべきか難しいところではありますが、外部の研修会へ参加したり、中小機構の「中小企業のためのSDGs活用ガイドブック」などを利用し、まずは社内での勉強会やワークショップを設けることからスタートすることがよいかと思います。

労務

NTS総合社会保険労務士法人 NTS丸の内社会保険労務士法人

社会保険の適用拡大への備えについて

2022年10月以降、社会保険の対象範囲が段階的に広がる予定です。これまで対象外とされていたパート・アルバイトの方にとっては、将来の年金額の増額が見込まれるなどメリットが生じる反面、企業サイドから見れば“法定福利費の増加”という問題が発生することになります。具体的なスケジュール及び対象労働者の範囲など、社労士として、留意すべき点についてピックアップいたします。

●社会保険拡大の時期と対象となる企業

時期	～2022年9月	2022年10月～	2024年10月～
対象となる企業の従業員数	501人以上	101人以上	51人以上

※従業員数は現在の厚生年金被保険者の人数(A+B)となります

●現在の厚生年金保険の適用対象者

A	フルタイム勤務の従業員数
B	パート/アルバイトを含み、週労働時間がフルタイムの3/4時間以上の従業員数

● 新たな厚生年金保険の適用対象者の考え方

適用対象者は以下のすべてにチェックが入る、パート/アルバイトの方です。

<input type="checkbox"/> 週の所定労働時間が20時間以上であること <input type="checkbox"/> 月額賃金が88,000円以上であること <input type="checkbox"/> 学生ではないこと <input type="checkbox"/> 2ヶ月を超える雇用の見込みがあること	従来の「1年以上」から「2ヶ月」に変わりました	チェックシートで漏れなく確認を！ <input checked="" type="checkbox"/> check <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
---	-------------------------	---	--

● 社内準備のステップ

① 加入対象者の把握	<input type="checkbox"/> 加入対象者をピックアップ <input type="checkbox"/> 増加見込み保険料の把握
② 加入対象者への説明、変更時期/労働時間の意向確認	● 労働条件が対象範囲のボーダーライン上にある従業員への意向確認 <input type="checkbox"/> 引き続き、配偶者の扶養範囲内での勤務を希望 <input type="checkbox"/> 引き続き、国民健康保険/国民年金の加入を希望 <input type="checkbox"/> 勤務量は変更せず、社会保険の加入を希望 <input type="checkbox"/> 扶養から外れ、勤務量の増加を希望 ● 変更時期： <input type="checkbox"/> 次回契約更新より <input type="checkbox"/> 法改正に伴い変更希望等 ● 労働時間： <input type="checkbox"/> 週30時間まで <input type="checkbox"/> 週40時間まで <input type="checkbox"/> その他 ()
③ 保険手続きの準備	<input type="checkbox"/> 雇用契約書 (加入日、週労働時間、賃金月額わかるもの) <input type="checkbox"/> マイナンバー <input type="checkbox"/> 基礎年金番号のわかるもの <input type="checkbox"/> 被扶養者の有無 (住民票・収入確認書類等)

● 社会保険の適用拡大についてまとめ

今回の制度改正は、企業サイドで考えれば「負担増」につながるものです。ただし、「法改正で負担増となった」のではなく、制度改正を機に、勤務量を増加させることによって受給できる可能性のある各種助成金活用の提案などを行うことも、我々顧問社労士に求められる役割であろうと考えられます。

参考：
 ・厚生労働省 社会保険適用拡大特設サイト
<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>
 ・厚生労働省パンフレット「キャリアアップ助成金が令和3年度から変わります」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000761985.pdf>

所在不明株主の株式の取得について

1 所在不明株主とは

所在不明株主とは、**株主名簿に記載されてはいるが、会社と連絡が取れなくなり、所在が不明となっている株主**をいいます。所在不明株主がいると、たとえば会社の事業承継を進めたい場合に、株主総会決議などの手続きを進めることができないといった問題が発生します。

2 従来の制度

従来の会社法では、所在不明株主に対して行う通知などが5年以上継続して到達せず、かつ、その株主が継続して5年間剰余金の配当を受領しない場合に、その保有株式を競売又は売却することを認めています(会社法第197条以下)。もともと、競売は費用も時間もかかるので、非上場株式については裁判所の許可を得て売却することが一般的かと思われます。売却の具体的な手続きの流れは、以下のようになります。

【所在不明株主の保有株売却までの流れ】

- 5年以上株主に通知が不到達・配当を受領していないことを確認する
- 取締役会設置会社は株式買取に関する事項について取締役会で決議する
- 利害関係人に異議を述べる機会を与えるため一定期間を定めて公告し、所在不明株主に対して個別催告をする
- 裁判所の売却許可を得る
- 株式を売却する(自社で株式を買い取ることも可能)
従来の制度は5年間という長い期間の所在不明が要件となっており、それが手続きをしにくい点となっていました。

3 「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」による会社法の特例

今年8月に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が改正され、一定の要件の下で、都



令和元年改正会社法におけるD&O保険の取り扱いについて

1 D&O (Directors & Officers) 保険とは

D&O保険(役員等賠償責任保険)とは、**役員等の業務遂行に関して損害賠償請求を受け損害が生じた場合に保険金が支払われる損害保険**です。

役員は、会社との間で委任契約の関係にあるため、その契約関係上守るべき注意義務に反し会社に損害を与えた場合、株主から代表訴訟を提起されるというリスクがあります。

また、第三者との関係でも任務懈怠に基づく損害賠償請求を起こされる可能性があります。

これらの損害賠償請求は高額になることが多いため、役員が過度にリスクを恐れることで経営が委縮してしまうという問題があります。

そのため、そうした訴訟リスクに備え、優秀な人材の確保に資するという意義から、万が一に備えるD&O保険が実務上広く普及しています。

2 D&O保険の会社法上の問題点

先述のとおり、D&O保険には有用な意義があります。しかし一方で、その内容によっては役員職務の適正性が図れなくなる恐れがある他、会社が役員を被保険者とする保険契約を締結する場合、会社法上の利益相反取引に該当する可能性があります。

そこで令和元年会社法改正では、D&O保険契約を締結

する場合に必要な手続きと情報の開示に関する手続きを整備しました。

3 令和元年会社法改正におけるD&O保険の規定について

(1) 必要な手続き

会社がD&O保険契約の内容を決定するには、株主総会で決議を得る(取締役会設置会社にあつては取締役会決議)が必要になります。

(2) 会社法上の利益相反取引の規制について

取締役又は執行役を被保険者とするものについては、会社法上の利益相反取引の規制は適用されません。また、民法上の自己契約及び双方代理による無権代理行為ともなりません。

なお、令和元年の会社法で改正された本手続きを踏むことで、D&O保険の保険料を全額会社が負担することも可能であり、税法上も保険料負担部分について役員個人への給与課税は不要とされています。

(3) 情報開示について

公開会社は、「役員等損害賠償責任保険契約に関する事項」を事業報告の内容に含める必要があります。

事業報告に記載する具体的な内容は、保険契約の被保険者の範囲や、保険契約の内容の概要等です。

また、取締役等の選任に関する議案を株主総会に提出する際の参考書類に、「役員等損害賠償責任保険契約の内容の概要」を記載することが必要となります。

道府県知事の認定を受けることにより、前述の5年を1年に短縮する会社法の特例が認められることになりました。

特例として認められるのに必要な要件は以下の4つです。

- 上場会社等以外の中小企業者である株式会社であること
- 代表者が年齢や健康状態により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であるため会社の事業活動の継続に困難が生じていること
- 一部株主の所在が不明であることにより、その経営を代表者以外の者に円滑に承継させることが困難であること
- 都道府県知事の認定を受けること

また、具体的な所在不明株主の株式の取得手続きの流れとして、前述した従来の手続きと異なる点は、以下の2点です。

- 1年以上の通知不到達・配当不受領の場合で足りること
- 特例措置によることを明示した公告・個別催告をしたうえで、会社法上の公告及び個別催告をする必要があること(公告・催告を二重に行う必要がある)

公告・個別催告を二重に行う必要がある点で費用はかさみますが、通知不到達・配当不受領が5年から1年に短縮されている点で、従来よりも所在不明株主の株式の取得することが円滑になると思います。